

地補第 4 1 1 1 号

2 0 . 3 . 3 1

一部改正 防地在第 1 1 5 3 7 号

令和 3 年 7 月 1 日

各 地方防衛局長 殿

地方協力局長

(公印省略)

米軍航空機事故等事務処理費の執行について (通知)

標記について、別紙のとおり定め、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、施本総第 5 6 2 号 (C G C) (昭和 5 5 年 1 1 月 1 2 日) は平成 2 0 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。

添付書類 : 別紙

米軍航空機事故等事務処理費の処理要領

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の航空機、車両等による事故等（以下「米軍航空機事故等」という。）に係る遺族、被害者及び関係者に対し事故補償費、捜索救難等見舞金、事故見舞金及び緊急見舞金によって処理できない見舞、報労金等、社会慣行上必要と認める経費（以下「米軍航空機事故等事務処理費」という。）の取扱いは、次によるものとする。

1 米軍航空機事故等事務処理費として支出できる経費の範囲は、次に掲げる項目とする。

- (1) 花輪代若しくは生花代又は法事における香典若しくは供物代
- (2) 防衛省又は地方防衛局を代表して被害者及び遺族をお見舞いする場合並びに関係者に対して協力要請等を行う場合の土産品の購入に要する費用
- (3) 被害者及び遺族の要求、苦情等の取りまとめのために協力を得た有力者に対する報労金
- (4) 説明会を行う場合の会場の提供に対する報労金及び茶菓代
- (5) 被害者及びその家族が使用するタクシー代、食事代及び電話代（賠償額に算定されるものを除く。）
- (6) その他米軍航空機事故等に係る遺族、被害者及び関係者に対して社会慣行上必要と認める経費

2 予算科目は、（項）防衛施設安定運用関連諸費（目）防衛施設補償等業務庁費とし、当該経費の執行できる範囲は、支出負担行為計画の示達内訳における米軍航空機事故等事務処理費の枠内に限る。

3 米軍航空機事故等事務処理費の執行基準単価は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------|-------|-----------|
| (1) 花輪代又は生花代 | 1回につき | 20,000円以内 |
| (2) 香典 | 1回につき | 20,000円以内 |
| (3) 供物代 | 1回につき | 5,000円以内 |
| (4) 土産品の購入に要する費用 | 1回につき | 10,000円以内 |
| (5) 有力者に対する報労金 | 1人につき | 10,000円以内 |
| (6) 会場の提供に対する報労金 | 1回につき | 10,000円以内 |
| (7) 茶菓代 | 1人につき | 500円以内 |
| (8) タクシー代 | 実費相当額 | |
| (9) 食事代 | 1人につき | 1,000円以内 |
| (10) 電話代 | 実費相当額 | |

(11) 第1項第6号の経費の内容については、事前に支出目的等を地方協力局在日米軍協力課長と協議して定める。

4 地方防衛局長及び地方防衛支局長は、米軍航空機事故等事務処理費を執行した場合、執行状況報告書（別記様式）により翌月の10日までに地方協力局長あて報告しなければならない。

別記様式

地方協力局長 殿

〇〇防衛局（防衛支局）長

米軍航空機事故等事務処理費執行状況報告書

標記について、次のとおり報告する。

令和 年 月

現在までの示達済額 (A)	前月までの示達済額 (B)	本 月 執 行 済 額 (C)	差 引 残 額 { A - (B + C) }

本件執行済額内訳

事 案 名							
項 目	(1)花輪代、生花代、香典、供物代	(2)土産品の購入に要する費用	(3)有力者に対する報奨金	(4)会場の提供に対する報労金、茶菓代	(5)タクシー代、食事代、電話代	(6) その他	計
金 額							
事 案 名							
項 目							
金 額							
合 計							